

# ◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (06/6月号) (第22号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp  
下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

## 裁判例からみる労務管理シリーズ②

【時間外手当 基本給に含む場合もある 東京地裁判決 17.10.19】

モルガンスタンレー証券に勤めていた男性が時間外手当を支払うように求めていた訴訟で、東京地裁が「一定の条件下では、時間外労働の対価は基本給に含まれて支払われたといえる」との判断を示し、請求を棄却する判決を言い渡したと報じられました。判決によると、原告は40代で98年に入社。就業規則上の労働時間は9時から17時であったが、02～04年には毎日7時半頃からミーティングに参加していた。原告は解雇された後の04年に時間外手当計800万円の支払いを求めて提訴した。

判決理由で裁判官は、

- (1) 原告の給与は労働時間数によってでなく、会社に与えた利益などによって決まっていた。
- (2) 同社は原告の勤務時間を管理しておらず、原告は自分の判断で働き方を決めていた。
- (3) 基本給だけで月額183万円を超えており、時間外手当を基本給に含める合意をしても今回のケースでは労働者の保護に欠ける点はない

と指摘し、こうした場合は基本給の中に時間外手当が含まれているとしても、サービス残業を助長するようなおそれはなく、時間外労働に対して割増賃金を支払う義務を定めた労働基準法に違反しないと述べたそうです。

この判決は、「基本給に時間外手当が含まれると言うには、基本給のうちいくらが時間外手当かがはっきりしていなければだめ」（88年の最高裁判決）という判決に対する例外的な判断であり、ホワイトカラーの残業に対する産業界の検討要請にも影響を与えそうです。

## 弊事務所ホームページ開設のお知らせ

弊所におきましても情報化社会の波には逆らえず、この度ホームページ（以下HPという）を遅まきながら開設する運びとなりました。そこで、ひとまず皆様にご覧頂ける最低限のレベルに達したのでは（！？）ないかと思いきやご周知させて頂くことになりました。弊所HPの最大の特徴はHP作成ソフトを一切利用せずに作成出来ることが挙げられます。言い換えると難しいHTML言語を知らなくても、それなりに作成可能ということです。この方式はブログ方式と言われるもので、ここ最近この方式のHPが増えているそうです。勿論、ホームページの更新も自分自身で行うことが可能です。

【ブログ方式の特徴は・・・】

- ①更新作業が自分自身で行える
- ②HPの内容がテキスト（文字）、表中心のものに向いている

今後は検索エンジン対策（キーワード対策）を施し、ヤフー、グーグルにおいてローカル限定で上位表示を目指せればと考えています。これも自分自身で出来ることなのでチャレンジしてみようと思っています。また、現在FAX送信しているこの『労務管理のエッセンス』をご希望の方にはメールによる配信を承っております。勿論、これまで同様無料配信です。お気軽にお申し付け下さい。バックナンバーもHPに掲載予定（準備中）ですので途中からの読者様にもご参考になればと思います。

⇒ <http://www.6064.jp> 6064（ロウムシ）でドメインを取得しました。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させて頂きます。よろしくお願ひします。

FAX番号45-7166 □不要 貴社名 \_\_\_\_\_